

テレワーカー人材育成事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、本部町において、テレワーカーの人材育成と就労支援等を実施することにより、町民の新たな収入源確保に繋げ、多様な働き方で環境の変化に対応できる強い地域経済の構築を目的とするものであり、この要領は、本業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 名 称 テレワーカー人材育成事業業務委託
- (2) 履行期間 契約日から令和5年3月24日まで
- (3) 履行場所 本部町内
- (4) 委託内容 別紙「テレワーカー人材育成事業業務委託仕様書」のとおり

3 見積限度額

6, 259, 000円（税抜き）

なお、契約保証金として、契約金額の10%以上を納付することとする。

4 委託業者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

5 応募資格

応募しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

応募しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 沖縄県内に本社又は営業所等の営業拠点を有すること。
- (2) テレワーク人材育成業務若しくはテレワーク業務の斡旋の実績を有している（現在受注し、実施中のものを含む）こと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

- (7) 建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領（昭和 57 年 4 月 1 日）
第 9 条の規定に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (8) 個人または法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び所在する市町村税（①住民税（特別徴収・普通徴収）、②法人住民税、③固定資産税）を滞納していないこと。
- (9) 共同企業体に係る留意点
- ① 共同企業体とはテレワーク人材育成事業業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものとする。
 - ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
 - ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）
 - ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
 - ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

6 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

7 参加申込手続方法等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、本実施要領に基づき参加申込書及び資料（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は応募資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

① 提出書類

ア 参加申込書（様式 1） 正本 1 部・副本 6 部

※会社概要が分かる資料を添付のこと。

イ 業務経歴書（様式 2） 7 部

ウ 業務実施体制（様式 3） 7 部

エ 配置予定者調書（様式 4-1、4-2） 7 部

オ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び所在する市町村の完納証明書（写し可）

※ 3 か月以内に発行されたものを提出すること。

(2) 参加申込書等の提出期限等

① 提出期限 令和4年10月21日(金)午後5時必着

② 提出方法 郵送又は持参すること。(電子メール、FAXは不可)

※郵送で提出の場合は、書留等、記録の残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること。

③ 提出先 本部町 企画商工観光課 企画政策実践班

〒905-0292 本部町字東5番地

電話 0980-47-2702 FAX 0980-47-4576

担当者 宮城

(3) 参加資格審査結果の通知

① 通知日 令和4年10月25日(火)

② 通知内容 審査結果(参加資格を有する者については、これに加えて次の審査等の詳細)

③ 通知方法 全参加者に書面と併せて電子メールにて通知する。

④ 結果に関する問い合わせ

参加資格を有しないと認められた者は、審査結果について書面(任意様式)にて説明を求めることができる。この場合において、町長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

ア 提出期限 令和4年10月28日(金)午後5時必着

イ 提出方法 郵送又は持参に限る

ウ 提出先 7(2)③と同じ

8 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、テレワーカー人材育成事業業務企画提案書により企画提案書を制作し提出するものとする。

① 提出書類

ア 企画提案書(A4版様式任意 片面10枚以内) 各7部

(注1) 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。

イ 見積書(A4版様式任意) 正本1部・副本6部

(注1) 本要項に基づき、見積金額(3で示す委託料の上限以内)を記入すること。

(注2) 正本1部のみ契約権限者印を押し、副本6部は複写とする。

(2) 企画提案書の提出期限等

提出期限 令和4年11月1日(火)午後5時必着

(3) 提出方法 持参(郵送、電子メール、FAXは不可)

(4) 提出先 7(2)③と同じ

9 8の(1)企画提案書作成時の留意事項

(1) 社名、代表者名、ロゴ、事業者名等の企画提案者名を連想させる事項は一切記載しないこと。

(2) 提出書類は、1部ずつまとめてファイルに綴じて封入し提出すること。

(3) 通しページ番号を記入すること。

10 質問の提出方法等

企画提案書提出に伴う本実施要領及び仕様書に質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答する。

(1) 質問

① 提出書類 質問書(様式5)

② 提出期限 令和4年10月21日(金)午後5時必着

③ 電子メールに限る。なお、電子メールを送信したときは、必ず送信した旨を電話連絡すること。

④ 電子メールアドレスおよび電話番号

ア 電子メールアドレス kikaku@town.motobu.okinawa.jp

イ 電話番号 7(2)③と同じ

(2) 回答

① 回答方法 回答は、電子メールとし、回答できるものから順次回答する。また、すべての質問に対する回答を参加者全員に行う。質問者名は明記しない。

② 回答期限 令和4年10月28日(金)午後5時までを予定

11 辞退届の受付

本プロポーザルを辞退しようとする者は、次のとおり辞退届を町長に提出するものとする。なお、辞退したことを理由として、今後、町の行う業務に不利な取り扱いをされることはない。

(1) 提出書類 辞退届(様式6)

(2) 提出期限 令和4年10月31日(月)午後5時まで

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出場所 7(2)③と同じ

1 2 審査

(1) 1次審査

5者以上から提案があった場合、提出書類による書類審査を行い、得点の高い順に上位4者までを2次審査の対象とする。なお、1次審査が実施されない場合は、2次審査において併せて審査する。

① 審査基準

別紙1-1「審査項目①、②の評価基準」のとおり。

② 結果通知

令和4年11月7日（月）に当該審査を実施した全事業者に対し、書面（普通郵便）にて通知する。また、書面と併せて電子メールにて通知する。

③ 結果に関する問い合わせ

1次審査を通過しなかった者は、審査結果について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。この場合において、町長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。なお、1次審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

ア 提出期限 令和4年11月11日（金）午後5時必着

イ 提出方法 郵送又は持参

ウ 提出先 7（2）③と同じ

(2) 2次審査

1次審査を通過した事業者（1次審査を実施しなかった場合は全参加事業者。）に対し、2次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。

① 実施日時等（予定）

令和4年11月15日（火）

※実施時間の詳細は、（1）②の通知に併せて電子メールにて通知する。

② 実施方法

各参加事業者の提案時間は15分とし、提出した提案書の内容を基に簡潔に説明すること。また、提出した提案書の範囲内で異なる様式の資料を投影することは認めるが、新たな資料の配布は認めない。なお、説明は、配置予定者調書に記載された担当者が行うこととし、会場に入室できるのは説明者を含め3名までとする。

③ 審査基準

別紙2「審査項目③の評価基準及び評価点数」のとおり。

④ 結果通知

令和4年11月18日（金）に当該審査を実施した全ての者に対し、書面（普通郵便）にて通知する。また、書面と併せて電子メールにて通知する。

⑤ 結果に関する問い合わせ

2次審査により特定されなかった者は、審査結果について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。この場合において、町長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。なお、特定結果に対する異議は、一切受け付けない。

ア 提出期限 令和4年11月21日（月）午後5時必着

イ 提出方法 持参に限る

ウ 提出先 7（2）③と同じ

⑥ その他

説明時はプロジェクターの使用を可とする。その場合、プロジェクター、スクリーン、は本部町が用意し、パソコン及び配線等は企画提案者が用意するものとする。

（プロジェクターはVGA、HDMI端子の使用が可能）

（3）最低基準点

最低基準点は50点とする。

（4）契約予定者の選定

審査の結果、最低基準点を超えたものの内から評価点の最も高い企画提案者を受託候補者として選出する。ただし、評価点が同点の者が複数ある場合は、選定委員会で委員の多数決により選定する。

1.3 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

（1）提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）審査の公平性を害する行為があった場合

（4）プレゼンテーションに欠席した場合

（5）その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

1.4 契約に関する基本事項

（1）契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者と協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。協議が整わない場合、次点者と協議を行うこととする。

（2）支払方法

業務完了時に全額精算払いとする。

1.5 その他

（1）企画提案に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

（2）提出された企画提案書及び見積書等は、採択・不採択に関わらず返却しない。

- (3) 企画提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は、すべて提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書の提出は、1 者 1 提案とする。
- (5) 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (6) 企画提案書は、委託業者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (7) 企画提案書は、委託業者の選定を行うにあたり必要な範囲において複写することがある。
- (8) 業務内容は、採択された提案書の内容によるものとするが、本部町との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (9) 当該案件に係る事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切回答しない。
- (10) 当該事業の実施にあたり、本部町が所有する写真等のデータを契約者に貸与する場合がある。
- (11) 提出された書類等は、原則情報公開の対象とする。

1.6 問い合わせ先

本部町 企画商工観光課 企画政策実践班

〒905-0292 沖縄県本部町字東5番地

TEL 0980-47-2702

FAX 0980-47-4576

E-mail kikaku@town.motobu.okinawa.jp

担当者 宮城